

材料をあなた方が表示する場合に、少くとも軽率ではないか。わが国には運輸省といふ専門部門があるので、なぜ直接そこからこの基礎計数をおとりに納得ができないのは、私どもの数字に狂いがあるのではないか。こういう大切な基礎的資料をあえてお示しになります。課税が一キロリットルについて六千円というようなことが、正当か正當でないかという数字に大きな影響を持つてくるわけです。ですから、すべてこういう基礎計数、これは何をするにしても最も大事であります、かのように新しい税を創設する場合は、特に慎重でなければならないと思うのですが、その点どうお考えになるのですか。運輸省からはつきりした数字をおとりになつたのですか。

その六十四、五万のうち、さらに售てみれば、自動車の部分が、先ほど十二万キロリットルと考えているということを申し上げたわけですが、この点については全く推定だ。しかし昨月現在の軽油自動車の数は四万六千五百二十八台ございます、多少ふえて参りまして五万前後と考え方しても、一車一千キロとしますと五十万キロリットル、こういうことになるのですから、逆算的にそういう方からもそうとうきな違いはない。こういうような考え方をしておったわけであります。御洋意ござります、今後とも十分運輸省と打ち合せをして参りたいと思いまして、

です、私はそういう意味で、奥野部に、こういう数字を作るときにもつと慎重でなければならぬ、たとはどんでもない計画違いをしてしまう、こうなことを十分御了解願いたいと思います。

そこで運輸省の自動車局長さんが政府委員にお尋ねいたしたいのですが、私も最近、商売がありますから、軽油車の増加率を統計にとっているのであります。が、大体二十七年、二十八年、二十九年、三十年、二十九してこの法律が適用されるであろうと想われる推定数字、これを一つ出してみるも良いたい。これは軽油車両だけではなく、トラック、バス、それらの軽油車両をずっと年次的に御説明を頼んでくると、自治庁の方の数字が果しておりますが、運輸省の方では許可しないといふのが、どうか、こういう数字が出てくると思うのです。私も資料を持つておりますが、運輸省の方では許可しているわけですから、この数字は狂いがないはずです。この数字を自動車局長から一つ出してもらいたい。

九月現在におきましては二万八千二百五十九両、これを二十九年の九月に七十八両、これと一ヶ月の間に較いたしますと一三四%、三割四分増加趨勢を示しております。三十九年の九月をおきましては一万六百五十九両、対前年比一二八%でございます。三十年の九月の実績が一萬三千六百五十五両、対前年比一一五%、三十九年の九月におきましては二万一千七百三十九両、対前年比一一七%、トータルしまして三十一年の九月にはトータル、バスを合せまして五万八千三百四十八両、対前年比いたしまして一四%の増加を予想しておるわけでござります。それでわれわれの方がなぜかと申しますと、軒油の消費見込みを六十一万といふ数字的な基礎を出しておられます。それでわれわれの方があなたしまして、二十九年におりましたことは四十万キロリットル、昭和三五年の見込みは四十九万キロリットル、約五十万キロリットルでありますと、これにただいま申し上げましたようにハーセンチージを勘案いたしまして、六十一万キロリットルという数字の結論を出した次第でございます。

○浜野委員 奥野部長さん、あなたがういうものを、運輸省から毎年度六百七十二両でござります。基礎計算を計算なさつたのですか？

○奥野政府委員 今お渡しいたしました資料のうちの軽油自動車数により分した場合、この数量は登録済みの自動車数によつておりますから、運輸省の数字と同じであります。その登録の台数に按分した数字がこれでございます。

○浜野委員 そうすると、ただいま付されたこの軽油引取税に関する参考資料、これはいつ作成になつたのか。

○浜野政府委員 これは昨日御注文ございましたので、昨日作つたわけございません。自動車台数につきましては、登録済みのものにつきましては、輸省の調べによつております。それから新造及び輸入の台数につきましては、通産省の調べによつておるのでござります。おそらく運輸省自身も通産省御連絡になつておるのでないかと、うのでござります。

○浜野委員 そうしますと、われわれ業界ではおしなべて日本のディーゼル自動車の年間の消費量は十一キロなし十二キロと押えて計算をしておりますが、運輸省は一体どういふふうな数字をとつておりますか。

○山内政府委員 運輸省におきましては、バス、トラックともに十一キロと考えておられます。

。軽く自接する配資者を筆頭に、いかがな運びでか配資する。

一キロでけつこうでござりますが、自治厅はただいまの運輸省の材料として三十一年度の増加推定が五万八千枚台になるという数字をお認めになりますか。

○奥野政府委員 三十年の九月現在の数字は、登録済みの数字でございます。それで、これは間違いございません。私申し上げてみますと、トラックの営業用が九百八十一台、自家用が四千百十六台、鏡光貨物用が三百八十一台、その他のバスが二千二百五十一台となつておりますから、大体これと同じような数字ではないかと思つております。

ておるのに、これを信用しないで、為替管理の方から見た数量のみ議論し、自分の提出したる参考書類が正しいと言ふのは不謹慎でしょう。専門家がここにいて、しかも説明しているんじゃないか。そうしてその専門家の説明の計数によると五万八千数百台という数字が出るのだ。これにわれわれの見解は違ひなんだが、運輸省は十一キロリットルだ、こう言つ。運輸省の言う十一キロリットルをかけていきます。これだけでも六十四万キロリットルという課税対象が生れてくるんだ。ですからこれがだから見るならば、六千円という税額是非常に高くなるが、また考える余地があるんだが、この点はどうなんだと私は聞いておる。専門家を前にしてやつておるのじゃありませんか。通産省なんて向うの方の為替當から逆算してきた計数を私どもが納得する必要もなく、この専門家の言う計数を信用することが、一等推定数字としては正しいに違ひないと思う。これはあなたは納得できませんか。

○奥野政府委員 先ほども十一キロという計算自身にも問題があるのでございませんか。通産省なんぞ向うの方の為替當から逆算してきた計数を私どもが納得する必要もなく、この専門家の言う計数を信用することが、一等推定数字としては正しいに違ひないと思う。これはあなたは納得できませんか。

そういう数字が出てくる従つて、その他を入れますとこれは僕に入八十万キロ以上の数字が出てくるのぢやないかと思う。そういう数字が出るならば、初めて作るこの税金に六千円という税額で課税する必要はないぢやないか。しかもこの問題はいろいろな面に影響をいたします。輸出問題にも影響いたしますし、物価面にも影響いたします。大臣が来ましたらその点の所見を聞き

課税分は三十五万キロリットルではなくて六十四万キロリットル以上に上るという答弁であります。そうすると、自動車分の六十四万キロリットルと合算いたしましたと、約百三十万キロリットルになるわけであります。これは答弁の間違いじやないかと思いますが、いかがでしようか。

し車種別、消費別基礎を数字によつて明らかにして、われわれを納得するとうにしていたかなければならぬ、こういうふうに考えるわけであります。そしてまたそれが明らかになりますと、今年度見込まれておりますの税収との、平均化されましたときの税収とのいわゆる差、そしてその内訳といふものが明らかにならないと、この審議は進められないことになると思うのですが、一体これについてどういう見解を持つてこれを提案されたのか、私はもう一度明らかにしていただきたいと思います。

あります。しかしこの数字について、自信がないということを申し上げたなだけでありまして、その場合にこれが正しいかどうかという見方につきましては、自動車の台数を考えまして、それに十キロから十一キロ、こういうのをも推定するのも一つだと思いますし、もう一つ消費実績から見て参りますと、通産省が出しておられます石油統計年報昭和二十九年部門別の実績調べが、数量六十五万六千キロリットターのうちで、運輸、通産その他の公益事業部分三十一万キロリットターと半分弱になつております。さらに軽油自動車が伸びて多くありますから、半分か若干伸びて

てみて今年の収入実績はどうであるか。ということが常に議論になるのであります。その意味からいへば、去年おととしもそうであります。このソリン税の自然増収は、历年運輸省見込みをもさらに上回つてゐるのです。去年もそちらであります。「十九年度にどのくらい自然増収があるか。」これによつてガソリン税をどのくらい上げたらいかということが去年の国会で論争になりました。そしてそのあべくが運輸省の推定数字よりもまだよくて五億円ばかり、総額にして五十五億円のガソリン税の増があつた。そこそこヒムども考へますと、(運輸省)

的税だからそれでいいとあなたはおっしゃるかもしません。けれども、この影響はきわめて甚大で、しかも庶民であります。しかもこの提案に当つて、私どもの見解からいいうならばまことにござんな、専門屋を通り越した、通産省のワクの割当方面から逆算した計算を出すことははなはだ迷惑だ、これは眞実性が乏しい、こう感ぜざるを得ないのです。あなたの答弁を求めて仕方がありませんから、あとは大臣に聞きます。

○山口(丈)委員 私は浜野委員の質問に関連して、基礎数字についてもう一度ただしだておきたいと思います。昨日の審議会で、消費総量を百万キロと抑えて、大体その課税対象となるものが六十五万キロリットルで、非課税分が三十五万キロリットル、この三十五万キロリットルは漁船その他いわゆる非常に貧困なものを対象として非課税とした、こういう答弁がされたと思うのであります。ところが今の浜野委員の御質問に対してもお答えでは、百万キロリットルと抑えておきながら、非

○山口(支委員) 読み通してあるとす
るならばそれで大体の数字は合うわけ
であります。しかしその六十五万キロ
リットルの課税分に対する基礎数字に
ついては、これは浜野委員の指摘され
ましたように、自動車一台当たりの平均
消費量をさしておられるのだと思いま
すが、それの取り方が十二キロあるい
は十一キロ、こういうことに基礎数字
が變り、しかもその車種別の消費量と
いうものが明らかにちつていない。こ
れはただ五万台なら五万台ある、そし
てそれが一一台当たり十キロあるいは十一
キロ、十二キロというそういう大ざて
ばな数字だけをもつてしては、課税す
る場合において、浜野委員の言われた
ように、その収入において全く確定的
な見込みができないと思います。そうち
なりますと、これはきわめて不健全な
やうに、その影響は
税金の問題でありますし、その影響は
きわめて重大なものでありますから、
そういう大さつなことで審議をして
いいかげんなことをやるわけには參ら
ない。ですからこれについてはもう少

申し上げましたように、自動車の合算量から逆算しまして、課税対象の容量を算出したのじゃないであります。要するに需給計画に基きます総量から非課税部分を除外いたしまして、そして課税対象になる容量を推定したわけであります。課税対象になりまする容量は、大部分が自動車だと考えておるのであります。先ほどもちょっとと申し上げましたように、機械油に使つておるのはございませんけれども、これはまだ少し燈油に回つていくかもしれません。その場合に私どもが考えました六十五万キロリットルくらいが課税対象にならぬ統計は現在のところはないわけでありますので、一応五十万ないし六十万と考えております。それは自動車だけの正確度であります。それらをさしあげてお話をありますので、正直に別なところから見たら五十二万キロリッターになるのです、こういうことをざつと申し上げたわけですが、

○横山委員 今の論争の焦点は、直送
府の数字が正しかいか、運輸省の数字が正
しいかという非常にややこしいことになつてしまつておるわけであります。私はちょっとと
いたいんですけれども、とかく燃料の
消費見込みについては、历年地方行政
委員会なりあるいは大蔵委員会なりある
いは運輸委員会で談論のあるところ
です。その談論の中で考えられたこと
とは、一休燃料の消費見込み課税収入
がどういう実績をたどつておるかとい
うことであります。と申しますのは、
常に担当の運輸省と、それから税を取り
る大蔵省なり自治庁との間には、とおな
く見解の相違が历年あるわけであります。
历年あるけれども、それでは、
り返つてみて去年はどうだ、ふり返つ
くだらう。こういう見方をしております
して、そういう意味で総量から押えて
いきますと、五割ないし六割といふ推
定ができるのではないだろうか、こうい
う考え方を持つておるわけであります
す。

言うこともどうも信用がならない。まあ、燃料の消費量はあるということに最近非常に考え方を及ぼしておるのであります。それは一つにはこの自動車の生産実績、それからその販売実績等をずっと考えてみますと、非常なうなぎ上りの状況にあるのです。従つて今ここでわれわれが大体このくらいだろると推定をする数字すらも、一年先なり半年先なりではさらに上回つていくところのが今日の実情なんです。その点を自治庁としては考えなければならぬ。あなたが通産省から持つてきたからわしの責任ではない、通産省の見解だ、こうおっしゃる。けれども、過士の実績というものは運輸省の推定数字よりもまた上回つておるというのだが、私は議論の問題でなく実際の問題であるということをあなたに言いたいのです。従つてかりに通産省の言うことを一つの理屈があるのでないかと私は思う。思はれども、今までの実績をずっと拾つてみて、そうしてやはり年運輸省の数字よりも、さらに上回つ

六

ておるが燃料の統計であるといふことをあなたはお考えになければいかぬのです。この点についてあつたもう少し謙虚に過去の実績から見て、運輸省の数字に耳を傾けられる——私はそれよりもっと上回っていると思うのですよ。そういうことが必要なのではないかということを私は考えるのです。この点について奥野さんの御意見を承わりましょ。

○奥野政府委員 課税対象になりまする六十四、五万キロリットーのうちで、自動車だけで使われる部分がどれくらいであるかということにつきまして、運輸省と十分な話し合いでてきて、いなかつたことはまさに申しわけないごとだと思つております。また揮発油税につきまして自然増収がかなり大きな額に二十九年度について上ったことも事実でございます。しかし御承知のように大部分が輸入に待つてゐるのでございまして、外貨割当の方針の問題にもなるわけでござりますので、現状において私たちが見込を立てます場合には、現状における需給計画を基礎にせざるを得ないのじやないだらうか。これがその後政策の変更等が加えられまして、増減が生ずることもあり得ると思つてござりますけれども、一応需給計画を基礎にして推定せざるを得ない、かように考へてゐるわけでござります。

○横山委員 こういうことで常に年々歳々私どもは聞くのですけれども、結果としてはいつも自然増収があるのであります。そしてその自然増収がまた翌年までの問題になつてゐるわけです。ですからわれわれがここで一年のことを考へてみると、実際に車を持つて、そ

うして国会へ提出いたした運輸省の数字といふもののがいつも正しいどころではなくて、かえって間違つてそれよりも上回つておるということが実績なんですね。まだ謙虚過ぎるくらいの数字だと思つてゐるのです。そういう過去の一年々々の実績を考えて計算をするのが正しいのではないか。今までもう何回も何回も税を取る方といいますか、大蔵省並びに自治庁といふものは、あなたのおっしゃるようなものの考え方をしてきて間違つておった。そうして取らなくてもいい予算よりも上回つて税金をいつも取つておるのです。その点をかりに私も社会党の立場から言ふならば、これは全然反対ですが、今の問題として私になりに百が該つて税金を取るにしても、最小限度のものの考え方をするべきではないか。しかもそれは今まで実証的に裏づけられておる数字ではないか、そういう点であなたの方としてはあまりにも考え方があくび過ぎる。実情に合わね理屈が合つても実情に合わね、こういうことを私は言いたいのです。もう一ぺんその意味において奥野さんの答弁を承りたい。

一年度においては百万キロリットルであります。それから三十年の上半期の実績も出しております。これも三十八万五千キロリットルであります。それを三十一年度においては百万キロリットルであります。そういう考え方もあるわけでもないじゃないだろうか、さういう考え方もあるわけであります。
○中井委員 飛び入りで恐縮ですが、先ほどから話を伺っておりますと、外貨の割当のことをおっしゃいます。そうしますと、ガソリンとか軽油といふものはここ数年来非常に需要がふえておるのだが、政府は需要の増加に伴つて外貨の割当をやっておるのではないのですか。その点私は非常におかしな御答弁だと思います。ガソリンとか、そういう燃料その他の国民の今まで非常に要求しておるもの外貨の割当と押えるということになれば、結果としてまた本炭車を走らせてことになつてくると私は思いますが、その辺のことについてそら簡単は事務的な御答弁でなくして、現実はどなんです、それをちょっとお答えいただきたいと思います。

○中井委員 そういう考え方からいっても、現実は毎年々々ふえておるところにになれば、外貨の計画は年度途中でも変更されると思つります。そういうことがなければ最初予定しただけしか油が入らないということになれば、日本の産業界是非常な混乱を巻き起すと思いますが、そういう点について過去の実績はどうですか。年度の途中でどんどん私はふやしておると思うのだが、そういう点について奥野君でなくともけつこうです、関係者の者からお答えいただきたいと思います。

○山内政府委員 自動車用のガソリンにつきましては、ガソリンの量の問題点がございますが、目的いたしましては要輸送量を送るという点でございまして、そのため外貨といふものも考慮をして、重油を輸入いたしましてその一定の外貨を使って多く輸送するということを考えております。運輸省いたしましては、昨日の本会議で御説明いたしましたように軽油自動車といふものを奨励して、軽油自動車を使うことによりまして、輸送量が八割伸びることになつておりますので、そういう点も考慮して通産省と相談して割当をきめておきます。それで年度初頭の割当をしますときには、毎年ふやしているのが実情であります。

○中井委員 每年結果においてどれくらいふえておりますか。さつきの前半の御答弁は必要ではありません。一応の割当をしたが、毎年結果においてどうれくらいいふえておるか、その点を開かしてもらいたいと思います。

○山内政府委員 たたいま手元に数字を持っておりませんので正確なお答えはできかねるのでございますが、多年におきましては三十万キロリツル、少い年でも十万キロリットルくらいでございます。

○中井委員 三十万キロ、十万キロ、五万キロなどとしろることはわからぬが、過去の実績から、率としてどのくらいふえていくか、それを聞いてみたいのです。

○山内政府委員 率といたましても、五分ないし一〇%程度でござります、○浜野委員 これはもうはつきりしているのであります。数字ですからはつきりしているのですから、これは一つ運輸省と奥野さんの方で、大多数の金額、割り当てられる自動車の台数の増加率等について一ぺん合議して下さい。それで比較的正しい推定数字が出て参らましようから、そのときにわれわれ税額をどうするか、税額をどうするかということをきめるがいいと思うのです。それでこの問題の基礎計算の問題につきましては、委員長からも委員会にお詫びを願つて、そしてあらためて運輸省と自治庁との合議による基礎計算について、その上でこの六千円という税額が正しいか正しくないかということを、委員会で討議する必要があるうかと田嶋委員会で討議する必要があります。これは私たちの材料とは全然違いますから、その点をお願いいたします。

○亀山委員長代理 大臣は四時には見えなくなりますから、それまでの間ちょっとお話をうながすが…

見：大 じ 無心 が、數通おつ い祝りそ幸 転りて、は きはかと らトイえ学

つとお待ち請つて他の質問の方へ一
つ。それでは顛口山君。

○瀬戸山委員 軽油引取税について
他の各委員会の委員の諸君から、縦横
十文字から質疑がありましたので、で

きるだけ重鋼を避けて、私どもの考え方に基いて重鋼をしておきます。この問題は、私の考え方では、第一に地方財政の確立と申しますか、その問題を頭に置き、もう一つは税金はできるだけ安くする、それからもう一つこれは目的であります。そこで今ここで問題についております。そこで今ここで問題になつておりますのは、税率をどう算定すれば一番皆さんのが納得がいくようになるかということになります。この点については特に造詣の深い運輸委員の各位が質疑をされておりますから私は省きますが、ただここで申し上げたいのは、さうも自治庁長官であつたか、その他の方でありましたか、お詫びいたしましたが、自動車税を一率に取るということは不公平があるからそれを半額引いて、そしてこの引取税によって使用量に応じて税金を取る、この考え方方は私はいいと思うのです。ただ今問題になつておりますように、税額が六千円ということになつておりますから、そこで使用量が問題になつております。これは先ほどお話しになりましたから繰り返しませんが、揮発油税のとき毎年同じような論議があつて、各省の話が違つて、実際取れた税金は三十億も五十億もずっと

よけい取れている、これは事実なんですよ。これは税金の計画をされるときにあまり過大に見積つておったのでは、収入に欠陥を生ずるということで、大蔵省にしても自治厅にしてもできるだけ内輪に見積るというその気持は十分わかります。十分わかりますけれども、やっぱり実際の世の中の動きは五千円にした方がいいか、六千円にした方がいいか相当問題であると思います。できるだけ安い方がいいのですから、使用料が相当の額に上るということであれば、税率を下げて国民の負担を軽減するということをはじめ一つ考えてももらいたいということだけを私は申し上げておきます。

そこで私がお尋ねしたいのは、これは立案の当時から問題になつておったと思うのですが、なぜこれが地方税にされたか、これはきのうも長官からであつたか、政務次官からであつたかお答えがありました。私にはまだ納得がいかないであります。きのうは地元の方財政の確立をはかりたいから地方税にしたのだ、地方財政の確立をはかりたいという気持はよくわかります。そこできのうのお話では今の交付税制度も地方税の確立といふ面から再検討を加えたいという気持を持つておるのだからいに再検討して地方自治の確立をはかるべきだということにあえて私は反論をするのじやありませんけれども、この軽油取税は揮発油税と同じ立場にある。これはきのうも問題になつたと

人から取つておる税金は一体どういふうに考えられておるのか。このらいなものは国税として徵稅技術上らないものなら最初から取らない方がいい。どこかにおかしなところであるからそういうことになるんでしょうか。非課稅の面がある。それとの操作なんかのことはきょうは私は申し上げません。そういうことは私は大した由にならないと思う。これは議論をするわけではありませんが、自主性をわれるのはけつこうであります、私地方自治の確立のために自主財源を得るということは實成であります。が、体そうち大して偏在しないものを自主源にしなければ、地方自治がそれどころでもないでこぼこが出てくるだらうと思うのです。しかもこの税金の生途は、この法律に書いてありますように道路に使うのだ。御承知のように日本の道路はまんべんなく悪くなっている。この表によつて見ましても、税金の非常に少いところに道路の改良その他をしなければならないというのが、今の日本の道路の実情であります。いうことで、いわゆる揮発油税をいうふうな措置をして、そして相当本の道路はまんべんなく悪くなっている。この表によつて見ましても、税金の非常に少いところに道路の改良その他をしなければならないといふのが、今の日本の道路の実情であります。

が、取扱い作業は、言葉を借りて、大財源をもつた自治体が、その道路全体の機能を発揮されない。そういう意味で私どもは議論をいたしておるのであります。それならばやはり抽発油譲与税と同じように一應国でとて、そうして道路のキロ数、あるいは面積、それに自動車の台数などを勘査して配分されるのが私は適当だと思う。そういうことを自治体でも私は考えておると思うのです。この法律でも、たとえば指定市に対する配分の基準が書いてあります。七百条の四十九にそういうことが書いてある。これはどういうことなんですか。そういう指定市に配分する場合には、道路の延長であるとか、あるいは自動車の台数その他を勘査して交付する、この思想が私は正しいと思うのですが、あくまでもその思想が正しくないというお考えでありますか。

○早川政府委員 ガソリン税と同じようになくてやれという御意見もありますが、先ほど申し上げましたように地方の自主財源は全体の歳入のわずか三六%にすぎないのであります。われわれはできるだけ自主財源をふやしたいという基本線で一貫して参つておりますまして、そういう線から申しまして、この軽油引取税自主財源としていただきたい、こういう考え方でこのたび地方税にしていただいたのであります。われわれからいえば、さらにガソリン消費税とかあることはたゞこ、もつともっとと自主財源がほしいのですがいままで調整がてきておりませんから、そ

いう意味からいって、われわれは基本方針に沿った措置だと考えておりま

す。但し指定市の場合には指定市が道路の管理者になつておりますので、府

県からこちらの方に渡している、どう

いうふうになつておるこれを御了承願

いたいと思うのであります。

○瀬戸山委員 これは見解の相違でありますからこれ以上は追及いたしません。ただそういうお考えがある。私どもも、重ねて申し上げますが、自主財源を作るべきであるということは、できるだけそうしなければならない。

ところがこの税金の使い道は道路に使

うのですから、全国の道路が整備され

るように使わることが、この税金の目的に沿つておる。これに目的的で

す。それを税金が上るところの道路がよくなつて、税金の上らない道路がそ

のまでよいというのは、道路は一体

なんですから、かりに一ヵ所どんなに

りっぱな道路ができましても、ほかの

道路が悪ければ、日本の道路交通上

の経済伸展に利益することにはならな

いのですが、そういう意味でこうい

ものはまんべんなく道路がよくなる方

に向に金を使用しなければ、いわゆる目

的税たる目的は達成せられないのです

ります。あなた方はとくに自主財源と

お話しになりましたが、道路に使用す

る、道路に使用しなければならない、

こういうことが二、三ヵ所書いてあ

る。きのうの奥野さんの御説明では、

新設、改修その他市町村の道路の費用

に補助することになつておる。この道

路に使用するということは、具体的にはどういうことを考えておられますか。

○奥野政府委員 「道路に關する費用に充てなければならぬ。」といふ

うな書き方をしておりますので、市町

村道の改良費に府県が補助金として支出いたしましても、道路に關する費用にはなりましよう。しかし原則として、運輸省と話合いをいたしました

て、道路の新設とか改良とか修繕等積

極的な施設費に充てさせるように指導

して参りたい、そういう意味の通達をいたしたいと考えておる、かようにお

答えをしたわけであります。

○瀬戸山委員 捷径油譲与税も道路の費用に使わなくていいならないことに

なつておる。そこで私どもは道路行政の立場からお尋ねいたしておるのであ

りますが、日本の道路を作るについて

は、国費がほとんど大部分であります。御承知のように国の負担分もだい

ぶ上げましたが、それでも地方の負担

部分が相当にある。そういう意味で捷

径油譲与税といふものを作つておる。

こればかりではまだ道路の経費は足り

ない。そういうことでこの場合も道路

の費用に使わなければならない、こち

なつておるのでですが、国の負担分とこ

れはどういうふうにマッチするよ

うと考えておられるか。今のお話では、

道路に使いさえすればどうでもいいん

だ、あるいは単独工事にも使うことがありましよう。そういう面はどんなこ

とに一大部分は国の費用が日本の道

路事業費の昭和三十一年度の見込額

けであります。道府県と五大市だけ

を取り上げまして——要するに捷油引

取税の財源の対象は道府県と五大市だ

う考え方をしておるわけであります
が、非常な例外はあるかもしませ
ん。

○堀内委員 ただいま奥野政府委員の
御説明は、最初の方は軽油自動車の台
数によつて使ふ消費の方でありまし
て、人口に比例してその消費量がほぼ
似ておるという。これは私は消費の方
は、徵稅の方から県の財政上にこれが
いかに寄与するかという点からやつて
みますと、この特約店で販売するとい
うような——山梨県の特約店は初めか
らうんともうかつてあるというわけで
はない。実情におきましては昨日も國
鉄の方の自動車の問題についてお話を
ありましたように、國鉄におきまして
もあるところで買ってそれを分けてや
るんだといふようなことと同様に、近
いところの県におきましては東京など
の業者と取引が多くなるということに
なると、その徵稅といふものは東京都
の税金になるというようなことになる
んじやないかと思いますが、いかがで
すか。

○奥野政府委員 現状においてはお話
のような点がいろいろあるだろうと思
つております。ただ石油会社はそ
れぞはとんど各府県に特約店を持っ
ておるようでございます。先年たゞこ
消費税を設けましたときに、その町で
買ひませんでよその町で買っておつ
た、それは市町村としてはなるだけ自
分のところで買ふのがふえてきたとい
う話を聞いておるわけであまして、同
じ会社の店で買う場合に、他県で買う

ものなら自県の営業所で賣おうとい
う者が出てくるんじやないだらうか、そ
こに営業と府県との結びつきもあるん
じやないだらうかという期待もしてお
るわけでございます。

○堀内委員 たばこの場合には定価が
きまっておりますので、そういうよ
うな場合も起きましようが、この消費
燃料のような場合には、中間の単位を
通すか通さぬかで値段が違つてくるん
です。そういうようなことから取引の
関係が違つてくるのでありますと、私は
たばこの関係とは必ずしも一致せぬ
と思います。そこで政務次官にお伺
いたしますが、こういうような現実の
現われておるときに、これに対しても
ほどのお話の自主財源並びに徵稅方
法、いろいろな御意見の結果をどんな
ふうに勘案していかれますか、お伺い
いたします。

○早川政府委員 この表を見まして実
は案外偏在していないというふうなことを發
見いたしまして、非常に喜んでおるん
ですけれども、常識から言えは、東京
大阪というところにそういう軽油引取
稅が偏在するということは考えられま
すが、そういう心配はないということ
でござります。ただし地方財政は全般
的配慮でなされておりまするので、こ
ういった実財源は偏在もしませんが非
常に偏在のある自主財源が、行つた場
合には、交付稅という千六百億円に上
る調整財源の項目に、それの運営とい
う面で補い得る道がござりますので、
御心配の方は別途考慮するということ
にならうかと思います。

○堀内委員 それでは重ねて確かめて
おきますが、ただいまのこの表に現わ
れてきたような偏在する実情が起つて
いたします。

午後四時五分散会

ものなら自県の営業所で賣おうとい
う者が出てくるんじやないだらうか、そ
こに営業と府県との結びつきもあるん
じやないだらうかという期待もしてお
るわけでございます。

おるのでありますから、これの問題
については軽油の使用量というような
ものを基準として、その偏在しておる
ところは他の財源によつてこれを補給
するといふふうに考えておつてよろ
しくうございます。

○早川政府委員 交付稅なり特別交付
稅のときに、そういう面も考慮して配
付することとはもちろんでございます。
○亀山委員長代理 ただいまのところ
浜野委員に対しまして太田國務大臣の
答弁が残つておりますが、その他の方
は御質問の通告がございません。浜
野委員いかがでござりますか、太田大
臣はまだ委員会から離してもらえねら
しいのですが……。

○浜野委員 議事進行についてお詫り
を願いたいのですが、大臣もお
いでにならぬようですが、ちらにま
た本案は基礎計数について、先ほど
申しました通り運輸省と自治庁とが十
分その数字の調整をする必要があると
いうことでございます。つきましては
基礎計数を運輸省と自治庁において真
實に近い推定数字といふものの調整を
願つて、そうしてあらためて稅額を決
定するはつきりした数字を委員会にお
示し願いたい。そういう必要からも、
もう一度御迷惑でも運輸審査会を開い
て御審議をお取り計らい願いたいと考
えます。

○亀山委員長代理 ただいま浜野委員
の御動議に対しましては、いずれ後刻
理事会を開きまして、相談の上定めま
するからさよなら御了承を願います。

それでは連合審査会はこれにて散会

昭和三十一年三月十三日印刷

昭和三十一年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局